

# 東京都沿岸漁業改善資金の基本的事項

## 1 基金の名称

東京都沿岸漁業改善資金

## 2 基金の額（令和3年3月31日現在）

造成総額 200,452 千円

うち国費相当額 132,194 千円

## 3 基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とし、沿岸漁業従事者等に対し、沿岸漁業改善資金を貸し付けるもの。

## 4 申請方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に事業計画書及び知事が別に定める書類を添え、漁業協同組合を經由して知事に提出する。

## 5 貸付決定

知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに貸付の可否を決定する。

## 6 審査基準

東京都沿岸漁業改善資金事務処理要綱（54 労経農水第 1352 号）第2から第4までに定めるとおり。

## 7 審査体制

東京都沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考にし、担当部局において審査を行う。